

〔資料4〕

令和2年10月27日
区民部国保年金課

オンライン資格確認の導入について

1 オンライン資格確認とは

- ・令和3年3月から、全国の保険医療機関等で、健康保険証の記号番号等またはマイナンバーカードのICチップによりオンラインで健康保険の資格情報が確認できる仕組み（以下、「オンライン資格確認」という。）が導入されます。
- ・マイナンバーカードの健康保険証の利用の手続きを行うと、就職や転職、引越し等により加入する医療保険制度が変わった場合も、引き続きマイナンバーカードを健康保険証として使うことが出来るようになります。（別紙1のとおり）

2 健康保険証の被保険者記号・番号の個人単位化について

加入する医療保険制度が変わっても、個人単位での資格管理を可能とするため、現在世帯単位で管理している国民健康保険証の記号・番号に個人を識別するための2桁の番号を追加し、被保険者記号・番号を個人単位化しました。

（別紙2のとおり）

3 医療機関の窓口等で変わる事

- ・最新の保険資格情報を自動的に医療機関システムで取り込むことができるようになります。
- ・被保険者の保険資格がその場で確認できるようになるほか、レセプト請求時にも最新の資格情報が確認できるため、資格過誤によるレセプトの返戻、未収金の減少につながります。
- ・高額療養費の限度額認定証などの書類の申請や持参が不要となります。

（別紙2のとおり）

4 その他

- ・特定個人情報保護評価書の変更について

国民健康保険に関する事務において保有する特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の取扱いに重要な変更が生じることとなるため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき作成した「特定個人情報保護評価書」について、必要な手続きを経て記載内容を一部変更し、9月30日に公表しました。

- ・今後の予定

令和3年3月	マイナンバーカードによるオンライン資格確認の開始	
	令和4年度までに概ねの医療機関で利用できるようになる予定	
	特定健診情報の連携開始	
7月	新しい番号の高齢受給者証を該当世帯へ郵送	
	高齢受給者証の一斉更新時	
9月	全加入世帯へ新しい番号の保険証を郵送	保険証の一斉更新時
10月	薬剤情報・医療費情報の連携開始	